

トピックス

- 「じつは貴金属の買取りが目当て！」売りたいなら、絶対に出さない、見せないで。
- ここを確認！インターネットで旅行予約** 価格の安さだけに惑わされないで！
- 目黒区の消費者相談の現状について
- 夏休み子ども向け企画 キッズCon.チャレンジ



はい 消費者相談です

**「じつは貴金属の買取りが目当て！」
売りたいなら、絶対に出さない、
見せないで。**

Q 「不要な古着など何でも買い取る」と電話があり来訪してもらった。業者は用意した洋服に目もくれず、「貴金属はないか」としつこく聞いてきた。仕方なく思い出の指輪2個を見せた。業者はこの指輪を安価で強引に買い取って帰った。すぐに後悔して「返してほしい」と連絡したが、「すでに手元にない」と断られた。納得いかない。



A 店舗以外の場所で業者が消費者から物品を買い取ることを「訪問購入」と言います。訪問購入にはクーリング・オフ制度があります*。業者は、買取時に品目や価格など法律で記載が定められた書面を消費者に交付する義務があります。消費者は書面を受け取った日を含め8日以内は、物品を渡しても返品を求めることができます。しかし、実際は一度物品を渡してしまうと取り戻すことが困難になりますので、8日間は手元に置き、買取価格や条件等をじっくり検討しましょう。

*ただし家具、有価証券、本・CD・DVD・ゲームソフト類、家電(携行が容易なものを除く)、自動車(二輪車を除く)は対象外です。

目黒区消費生活センター

相談専用 **03-3711-1140**

月～金曜日 9:30～16:30

上記以外の時間は

消費者ホットライン188



めぐニャンからの アドバイス

訪問購入の相談は依然寄せられています。消費者から要請がない場合、業者の飛び込み勧誘は禁止されています。また、要請があっても業者は自分の氏名や訪問目的を明示し、消費者から同意を得なければなりません。「不要な古着を買い取る」とだけ言って来た業者が、同時に「貴金属」の買取りをすることは禁止されています。消費者から断られた場合には、直ちに帰らなければなりません。

最近は「値段がつかない」「無料で引き取る」と言って、業者が金銭的価値があると思われる物品を書面も交付せず、消費者の承諾なしに持ち去るケースもあります。買い取ってもらえないなら、簡単に家に上げず、きっぱりと断りましょう。買取りを希望する場合は、自ら業者を調べ、店舗に出向き説明を受けるなど、納得してから頼みましょう。困ったときは、すぐに消費生活センターにご相談ください。



消費生活で困ったときはすぐ相談!

目黒区消費生活センター

